

令和 7 年 5 月 2 3 日
児 童 相 談 所
児 童 相 談 課

デジタルカメラ損傷事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和 7 年 4 月 7 日 (月) 午前 1 0 時頃
- (2) 発生場所 世田谷区立小学校内
- (3) 事故内容 世田谷区児童相談所 (以下「甲」という) で支援中の児童が入学式に出席するにあたり、児童相談課職員も同行した。その際、当該児童の保護者 (以下「乙」という) より記録用として預かったデジタルカメラで、当該児童の様子を撮影しようとしたところ、誤って落下させてしまい、レンズのフレーム部分を損傷した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 事後の対応

今回の事故について、甲は乙と誠実に示談交渉を行っている。
また、本件事故を踏まえ、一時的であつても区民から私物を預かることは、原則として行うべきではなく、やむを得ず預かる場合には、所属長へ報告を行ったうえで、適正に管理を行うよう、所内職員に周知徹底していく。